



平成 24 年  
(2012 年)  
3/1

編集・発行 鷺宮区民活動センター運営委員会  
〒165-0032 中野区鷺宮 3 丁目 22 番 5 号 電話 3330-4127 FAX 3330-4131 [題字は長谷川昂氏]

鷺宮 No.317

地域ニュース

～あなたは大丈夫？～


# 自転車のルールとマナー



自転車は幼児から高齢者まで幅広い層に利用され、便利で環境にやさしい乗り物です。その一方、自転車関連の交通事故は増加しています。鷺宮区民活動センター運営委員会では、

2月9日(木)に「自転車の交通安全」というタイトルの講演会を行い、野方警察署の交通課の方に話をうかがいました。その話を基に、自転車のルールとマナーについてまとめました。

### 自転車は車道走行が原則です



- ◆歩道を走っていい場合
  - ①「自転車及び歩行者専用」の標識がある場所  
※新青梅街道、早稲田通り、環七の歩道は自転車通行可。
  - ②自転車の運転者が13歳未満か70歳以上。身体が不自由な人。
  - ③通行の安全を確保するためやむを得ない場合。  
…駐車車両が多い場所、道路工事で危険な場合など
- ※歩道では歩行者優先で、車道寄りを通りしてください。歩行者の妨げになるときは、一時停止するか、降りて押してください。
- ◆ピスト自転車等(前後輪または片輪のブレーキがない自転車)は、公道を走れません。

### 自転車も軽車両です 交通事故を起こせば責任を問われます

- 刑事上の責任** 相手を死傷させた場合、「重過失致死傷罪」に問われることがあります
- 民事上の責任** 被害者に対する損害賠償の責任を負います
- 社会的責任** 被害者に対する謝罪や就業規則に基づく処分などいろいろな責任がかかります

守っていますか？安全ルール	罰則
幼児用座席に乗せる以外の二人乗りはしない	2万円以下の罰金または料料
2台横に並んでの走行(並進可を除く)はしない	
2段階右折する	
歩道では歩行者優先で自動車は車道寄り	5万円以下の罰金
夜間ライトをつける	
傘差し運転はしない	
携帯電話を使用して走らない	
自転車は車道が原則、歩道は例外	3か月以下の懲役または5万円以下の罰金
交差点では一時停止と安全確認をする	
車道の左側を走る	
下り坂では後ろ(左)ブレーキをかけながら走る	
信号や標識に従って走る	5年以下の懲役または100万円以下の罰金(酒酔いの場合)
酒を飲んだら乗らない	
犬を連れて運転しない	
イヤホンで音楽を聞きながら走らない	
スピードの出しすぎはしない	事故の際は、安全運転義務違反などで道交法違反になる場合もある

### 【自転車での加害事故例】

- ◆自転車通学中の高校生が誤って歩行者に衝突し、脊髄損傷の重傷を負わせた。《賠償 6,008 万円》
- ◆女子高校生が夜間携帯電話を操作しながら無灯火で走行中、看護師の女性と衝突。女性には重大な障害が残った。《賠償 5,000 万円》
- ◆街灯のない線路際の道で、自転車で帰宅途中の高校生が電車に気を取られて歩行者に衝突。歩行者は死亡。《賠償 3,912 万円》
- ◆男子高校生が猛スピードで下り坂を走行中、高齢者と接触し、高齢者が転倒し死亡。《賠償 1,054 万円》
- ◆女子高校生が傘をさしながら走行。T字路で自転車と出合い頭に衝突。相手は左大腿骨骨折。《賠償 505 万円》

※自転車用の保険もあるので活用してください。  
「財団法人日本サイクリング協会(JCA)」は会員に対して「JCA自転車総合保険」などの特典をつけています。傷害保険の中に、自転車パックを設けた損害保険株式会社もあります。1年間有効なTSマーク(自転車安全整備士が点検、整備して道路交通法上の普通自転車として確認したマーク)付帯保険もあります。

**事故は油断から起こります。**  
**加害者にも被害者にもならないよう、気を付けましょう。**

犬も町内の一員としてパトロールしますの  
で、バンダナを付けているワンちゃんを見かけた時には、街に貢献しているんだ、と思っていただければ、私達飼っている者にとっても幸いです。

街の安全のために、微力ながら新しい街のパトロールであるわんわんパトロールを行っています。思います。  
(白鷺三丁目町会 町会長)



パトロールする田村さんとエラン、エミリー



バンダナを付けたエラン

### 犬も貢献 わんわんパトロール

田村 邦彦

鷺宮地区の各町会では町会員の有志の方々には常日頃、暑い中でも寒い中でも防犯パトロールを実施していただいております。

白鷺町会の椋尾さんと鷺宮四丁目町会の中田さんから「私達犬を飼っている者は、一日2回から3回犬の散歩をしているので、その散歩を兼ねてパトロールをしたい」と提案があり、白鷺三丁目町会も協力させていただくことになりました。

私達が考えたわんわんパトロールとは「わんわんパトロール」と書かれたバンダナを犬の首や散歩バッグに付けて、犬の散歩のときにボランティアで街のパトロールを行う、というものです。

決められた範囲を見回る通常のパトロールと違い、犬の散歩がメインであり、細い道や暗い道など大通り以外が散歩コースとなっていることが多いので、その日頃の散歩コースを街のパトロールに活かせれば、と考えたものです。